

第 9 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第100条の6第5項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。

第105条の2中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。

(熊本県収入証紙条例及び熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

- (1) 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)第2条第1号
- (2) 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第273号ア

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。